

○議事日程（令和6年3月21日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第2号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第14号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 議案第15号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第22 議案第19号 令和6年度養老町一般会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和6年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算

- 日程第27 議案第24号 令和6年度養老町上水道事業会計予算  
 日程第28 議案第25号 令和6年度養老町下水道事業会計予算  
 日程第29 議案第26号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計予算  
 日程第30 議案第27号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計予算  
 日程第31 議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第32 議案第29号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術  
 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	尾前 眞理
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川 明美	産業建設部長	大倉 修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修	産業建設部 建設課長	吉村 和人
産業建設部 水道課長	加納 康宏	会計管理者	松岡 弘泰

会計課長	若山実穂	教育委員会 教育事務局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	高橋正人	消防次長兼 消防課長	大倉巧
消防次長兼 消防総務課長	古川博規		

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和6年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部の各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。また、役場1階ロビーのモニターにてインターネットライブ中継を放送いたします。

ただいまから令和6年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5番 北倉義博君、6番 岩永義仁君を指名します。

---

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

3月19日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

3月19日午前9時より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会定例会最終日の日程についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、日程第32、議案第29号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議案として上程することと決定しました。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第32、議案第29号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決すること、以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

---

○議長（野村永一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（野村永一君） それでは、日程第4、議案第1号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第16、議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてまでの13議案を一括議題とし、上程いたします。

この13議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 西脇康君。

○総務民生委員長（西脇 康君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る3月8日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正9件、合計10件の議案についてであります。

委員会の主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第1号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例についてに関しましては、1. 町内において、地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護施設並びにユニット型介護施設に該当する施設の箇所数はの問いに対して、地域密着型介護老人福祉施設は2か所、ユニット型介護施設としてはグループホーム5事業で8か所、小規模多機能型居宅介護施設は1か所との回答でした。

次に、議案第2号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 監査委員の委員構成はとの問いに対し、町代表監査委員1名、議選の監査委員1名の計2名との回答でした。

次に、議案第3号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第4号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 学校のあり方検討委員会での検討はどれくらいの期間を考えているかとの問いに対して、学校の在り方について教育委員会か

ら諮問し、検討を重ね、方向性が決定された上で答申されるまでの間設置する。検討期間については、審議を進めていく中で決定されていくものと考えている。児童数の推移など学校教育の現状を踏まえ、適正規模や適正配置などについて審議していただくとともに、シンポジウムやアンケート調査等をするなどして、学校の在り方についての基本方針や骨子案を作成できるようなスケジュールを考えているとの回答でした。

2. 学校のあり方検討委員会の人数と構成メンバーはの問いに対して、学識経験者2名、議会代表、区長代表、校長会代表、こども園代表、保護者代表、こども園保護者代表、保育園保護者代表、一般公募2名程度など計15名程度を考えているとの回答でした。

3. 諮問機関である協議会や審議会へ議員が入ることは望ましくないとの意見もあるが、委員会の構成メンバーに議会代表を選定する理由はの問いに対して、学校のあり方検討は町全体の重要な事案であり、様々な住民の意見を聴取し、専門家の意見も踏まえながら検討していく必要があると認識している。広く住民の皆様の御意見を把握し、集約している議員を委員に選定したいと考えたものであるが、様々な意見を踏まえた上で、最終的に決定したいとの回答でした。

4. 委員は外部からの学識経験者も選定いただきたいとの問いに対して、学校のあり方検討委員会には、見識を持った有識者の方を選定していきたいとの回答でした。

次に、議案第5号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 条例改正により加算される地域手当に該当する職員数と見込金額はの問いに対して、令和6年度に国との人事交流として町職員を派遣することを予定しており、それに伴い地域手当を創設するもの。国の一般職の給与に関する法律に基づき給与の100分の20を加算する。令和5年度については該当者はいないとの回答でした。

次に、議案第6号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第7号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。この議案につきましては、産業建設委員会の所管事項にも関連しておりましたので、会議規則第71条に基づき、産業建設委員会へ連合審査会を開催して審査することを申し入れ、産業建設委員会にて同意されましたので、3月8日午前11時30分より総務民生委員会・産業建設委員会合同審査会を開催し、審査いたしました。

1. 今回手数料が改正される消防施設は町内で該当あるかの問いに対して、町内に該当施設はないとの回答でした。

2. 消防施設手数料改定の根拠はの問いに対して、国からの提示によるもので、人件費の高騰及びタンク1基当たりの審査時間の増加を加味して積算されていると伺っているとの回答でした。

3. 今回から県に新たに飼養登録などの事務について権限移譲を受ける鳥獣の種類はの問いに対して、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣であり、本町ではほぼ想定されないと県から

伺っているとの回答でした。

次に、議案第8号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、本条例の対象となる施設はの問いに対して、特定教育・保育施設は公立5園と私立4園、特定地域型保育事業は小規模保育園私立園2園との回答でした。

次に、議案第9号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の保険料改定により9段階から13段階の区分となるが、第1段階と第3段階の料金が下がることに対して第2段階の料金が上がる理由はの問いに対して、条例上は第2段階は増となっているが、国の基準に基づき、第1段階から第3段階までは軽減措置を行うため、軽減後は第1段階から第3段階まで全て保険料は減となるとの回答でした。

2. 改正後に第10段階から第13段階となる割合はの問いに対して、見込みとして第10段階が98名で1%、第11段階が41名で0.42%、第12段階が32名で0.32%、第13段階が117名で1.19%と試算しているとの回答でした。

次に、議案第12号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正9件、計10件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 清水由美子君。

○産業建設委員長（清水由美子君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る3月8日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正2件、指定管理者の指定1件

の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第10号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正内容を簡潔に説明していただきたいの問いに対して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正により、保護命令の内容が接近禁止命令と退去等命令に区分されたことから、本条例においても入居資格を規定する上で必要となるため、条項を追加したものとの回答でした。

次に、議案第11号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 水道整備・管理行政の一部事務が厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管されることにより、各自治体においては具体的にどのようなメリットがあるのかの問いに対して、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力知見を有する国土交通省に移管されることにより、水道事業者の経営環境の改善や施設の耐震対応強化がより図られるようになると思われるとの回答でした。

2. 機能強化のため推進している事業は何かの問いに対して、水道管の耐震化を順次進めていきたいと考えているとの回答でした。

3. 県や圏域による水道民営化に関する協議はあるのかの問いに対して、民営化に関する具体的な話はないが、広域化による施設の集約化などの話は出ているとの回答でした。

次に、議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてに関しましては、1. 指定管理者と管理料に関する相談はあったのか、また赤字補填に関する協議はあるのかとの問いに対して、管理料及び赤字補填に関する相談はないとの回答でした。

2. 指定管理料の予算根拠はの問いに対して、初年度に決定した指定管理料として、運営に関わる施設修繕費、光熱費、人件費などから算出しているとの回答でした。なお、テレワーク施設を宿泊もできる施設にすれば、立地条件からも利用拡充に資するものと考えられるので検討願いたいとの要望がありました。

以上、審査に付されました条例の一部改正2件、指定管理者の指定1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第4、議案第1号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（野村永一君） 次に、日程第17、議案第14号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）から日程第31、議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの15議案を一括議題として上程いたします。

この15議案は予算特別委員会に審査を付託してありましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 吉田太郎君。

○予算特別委員長（吉田太郎君） 予算特別委員会の報告を行います。

去る3月11日、12日、13日の3日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会に付託されました令和5年度一般会計及び各特別会計等補正予算4件並びに令和6年度一般会計及び各特別会計等予算10件、特別会計の繰入れ1件について審査しましたので、結果を報告いたします。

委員会では、部署ごとに課長、係長などの質疑を行っていき、最後に町長をはじめ特別職などへの質疑と各委員での討論、採決、報告協議を行いましたので、主立った審査内容について報告いたします。

最初に、議案第14号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）の主な論点は次のとおりです。

1. 養老鉄道活性化事業について、社会資本整備総合交付金を活用することだが、具体的な事業内容はの問いに対して、本事業に関する改正法案が令和5年10月に施行されたことに伴い、計画変更を申請し、令和6年2月29日に変更認定がされたもので、老朽化する施設の早期な対応が必要な枕木や電柱、信号機関連機器、遮断器などの更新を予定しているとの回答でした。

2. 養老鉄道活性化事業の社会資本整備総合交付金事業は、養老町内部分のみ事業か、それとも路線全体の事業かとの問いに対しては、路線全体での事業であり沿線自治体全てが社会資本整備総合交付金を活用する。沿線自治体合わせて総額3億6,000万円との回答でした。

3. 戸籍住民基本台帳費委託料39万6,000円の事業内容はの問いに対しては、区の再

編成に伴うシステム改修費との回答でした。

4. 私立保育所運営事業について、令和5年度人事院勧告による保育士の賃金改定とのことだが、6私立園へどのように配分するか、また公立、私立の賃金格差の現状はどうかとの問いに対しては、私立保育所への運営費補助については園児の人数や年齢により基準が分かれているので、各園それぞれ算出した金額を基に支給している。公立の職員については、定期昇給等により対応しているとの回答でした。

5. 報道によると、人事院勧告に基づく保育士賃金の是正分として支給された分が施設整備費に使われるなど、本来の目的に配分されていないような自治体もあるようだが、本町においては目的に応じた使われ方をしているか確認しているかとの問いに対しては、県が行う監査に同行し確認を行っている、適正に運営されていると認識しているとの回答でした。

6. 食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業は、今年度実施できず次年度に繰り越したということだが、実施できなかつた要因及び次年度の進め方はの問いに対しては、今年度は該当地区への説明や意見交換会を開催し、理解醸成に努めてきたが、様々な臆測や疑問点が多く出されたため時間を要したと考えている。今後も意見交換会などで説明を重ねながら理解をいただけるよう努めていく。約100世帯から意見を聴取し、疑問点やある程度理解を得ている部分も聞いているので、今後全体としての進め方がまとまってくれば、ある程度先が見えてくるものと考えているとの回答でした。

7. 除雪対策費について、町道の除雪をする優先順位などはあるかの問いに対して、除雪は町内31事業者に委託しており、前もって除雪する道路及び優先順位を決めているとの回答でした。

8. 繰越明許費補正の道路新設改良費について、事業内容と理由はの問いに対しては、東海環状道自動車道建設に伴う並行区間の津屋川改修工事について国・県に委託するもので、国においては、本線工事に当たり仮排水が必要となるが、排水土砂が混じっている可能性があることから当初予定していた排水先の地域から流さないでほしいとの要望があり、盛土施工を一部中止したため、年度内の完成が困難となったもの。また、県においては全面通行止めによる施工を予定していたが、生活道路であり歩行者が通行できるようにと地元からの要望があり、安全対策及び周知期間の関係から年度内の完成が困難となったものとの回答でした。

9. 臨時財政対策債の利率はの問いに対しては、借り入れるときに決定しているが、0.5%と推定しているとの回答でした。

10. 繰越明許費補正の社会保障・税番号制度システム整備事業について、事業内容と理由はの問いに対しては、マイナンバーカードへのローマ字表記及び戸籍の附票等の読み込み表記を行うためのシステム改修。今回外部有識者などから指摘があり、国の仕様変更等により自治体システムの標準化の要件が確定していないため遅延が生じている

との回答でした。

次に、議案第15号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第16号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な論点は次のとおりです。

1. 認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業を取り下げた理由は、また法的に整備が必要な事業ではないのかの問いに対しては、非常発電装置を設置する事業であり、国の補助事業として採択を受けていたが、事業所負担分が採択時よりも大きくなってしまい、事業者から取り下げたいという申出があったため国に対して取下げを行ったもの、法的に整備が必要ではないとの回答でした。

次に、議案第17号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての2議案については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第19号 令和6年度養老町一般会計予算の主な論点は次のとおりです。

議会費関係としては、1. タブレット通信費については、行く行くは全額議員個人負担とすべきと思うが見解は、またタブレット端末の更新をどう考えているかの問いに対しては、将来的に通信費は議員個人で考えていく形になっていくと思うが、現在はまだ過渡期にあると認識している。タブレット端末は一般的に3年から5年が更新時期と言われているが、いましばらくは不具合発生時には修理で対応することを考えており、5年が経過した時期ぐらいにリース契約も視野に入れて更新を検討していきたいとの回答でした。

総務費関係としては、1. 職員研修事業について、震災を経験した自治体の話を伺ったり、現地へ派遣された職員の経験を全員で共有するなど震災対応に関する研修も大切だと思うが見解はの問いに対しては、重要なことと考えており、派遣職員の情報共有の方法や被災地からの講師を招いた研修の手法について研究していきたいとの回答でした。

2. 電算及び文書印刷管理費の基幹業務システム標準化については、既存システムの契約解除に伴い違約金は発生するのか、また財源の内訳と運用開始時期はの問いに対しては、既存業者はそのまま移行するので違約金は発生しない、財源は国からの補助金で10分の10賄う。令和6年度に設計し、令和7年度末までに運用を開始するとの回答でした。

3. 町制70周年事業について、町内の各種団体が企画実施する事業に対して、交付する補助金額と対象団体はとの問いに対しては、1事業者に対し補助率4分の3で30万円を上限とする、対象団体の規定はないとの回答でした。

4. ふるさと納税推進事業について、中間事業者への委託費が事務費として計上されているのかの問いに対しては、中間事業者及びポータルサイト運営事業者の4社への委

託費を計上している。法改正により委託費の基準が厳しくなったことから、来年度、経費削減を目的として中間業者の変更を検討しているとの回答でした。

5. 協働のまちづくり推進事業について、自治町民会議への交付金が返還される場合の条件はの問いに対しては、積立金として年間70万円が上限で3年、合計200万円で積立て可能としている。また、繰越金として交付金額の10%を上限に繰越し可能としている。その上限を超えた部分については返納をいただいているとの回答でした。

6. 婚活支援事業は、町内のみでイベントやアンケートを実施するのか、町外も含め広域的に実施するのかの問いに対しては、令和6年度に婚活イベントを専門に実施している事業者へ委託して実施することを検討しており、まずは町内範囲でイベントを開催することを考えている。その後、参加者等の状況を見ながら拡大できるかを検討するとの回答でした。

7. 各金融機関の窓口で納付された公金窓口収納手数料及び公金振込手数料の有償化は全国的な流れかの問いに対しては、政府がデジタルによる収納を推進しており、人が介する手続に関しては全国的に有償化の流れであるとの回答でした。

民生費関係としては、1. 町社会福祉協議会委託及び補助事業について、令和5年度に委託を取りやめた2事業の内容はの問いに対しては、戦没者追悼式と地域で支える成年後見人推進事業について、委託せずに町主催で実施することになったためとの回答でした。

2. 物価高騰に伴う低所得世帯支援事業の対象者と人数及び支給方法と時期はの問いに対しては、定額減税は1人当たり所得税が3万円、住民税が1万円基準として減税するが、それぞれの減税し切れなかった方に対しては本事業で差額分を支給するもの、対象者は5,111人と推定している。本事業の対象者は、口座を町で把握できていない方がほとんどであると想定されているので、申請方式を採用し、支給時期は6月課税後に算定し、できるだけ早く支給できるように考えているとの回答でした。

3. 宮の森公園の多目的広場整備の具体的な内容は、また地元の利用計画はあるのかの問いに対しては、地元区長会より健康増進に利用したいとの要望があり、中央広場のフェンス設置及び運動施設として利用できるよう土の入替えを考えている。定期的に高齢者向けの運動を実施したいと伺っている。町としても運動拠点としてコミュニティーが生まれるようなイベントを開催したいと考えているとの回答でした。

4. 子ども・子育て支援事業の民間事業者による病児保育施設の建設について、どの地域の事業者が建設するのか、また建設場所と運営開始時期、受入れ可能月齢や利用料の設定はの問いに対しては、大垣市にある法人で経営実績があり、令和7年4月の開設を目指している。受入れ月齢や利用料、建設場所はまだ未定で、早期の開設に向けて前向きな話をしてくれており、実現に向けて協力しながら進めていきたいとの回答でした。

衛生費関係としては、1. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助事業の概要は、また

飼い主がいないという判断はどのようにするのかの問いに対しては、飼い主のいない猫を動物病院で去勢手術をした費用に対して、雄3,000円、雌4,000円補助するもの。事前に町へ申請いただき、決定通知後に病院にて手術を受け、後ほど費用を助成する。申請時に飼い主のいない猫であることなど様々な制約をいただいてから受け付けるとの回答でした。

2. 2市9町で負担する精神障害者地域生活支援センター事業について、養老町民の利用者数は、また精神障害者手帳を取得している方が対象かの問いに対しては、昨年度実績に基づき292名で予算計上している。精神障害者手帳を取得していなくても、手帳申請中や医師の指示により利用することも可能との回答でした。

なお、発達障害者の方は精神障害者手帳を取得することにより、保護者に対して給付金を支給されたり、二十歳になった際に障害者年金の対象となる。発達障害に対する相談があった際は、真摯に対応していただきたいとの要望がありました。

3. 帯状疱疹予防接種費用助成事業の詳細はの問いに対しては、50歳以上を対象として、不活化ワクチンは1回1万円を2回分、生ワクチンは1回4,000円を補助するとの回答でした。

4. 高度処理型合併処理浄化槽設置事業は何基分を見込んでいるか、また普及率はの問いに対しては、91基分を計上している。浄化槽区域での普及率は令和4年度末で33.7%との回答でした。

農林水産業費の関係としては、1. 元気な農業産地構造改革支援事業、担い手確保・経営強化支援事業、農地利用効率化等支援事業の担い手への周知はどのように行っているかの問いに対して、各事業内容については、担い手へ直接説明して周知しているとの回答でした。なお、本来利用したい担い手が活用できるように幅広い周知をよろしくお願ひしたいとの要望がありました。

2. 淡水魚増殖事業助成金の補助内容と対象河川はの問いに対しては、牧田川漁業組合及び養老漁業組合への助成金であり、牧田川及び五三川への稚魚の放流に係る経費を助成するとの回答でした。

3. 食肉基幹市場建設推進費の事業説明関係事業の内容はの問いに対しては、沢田区、桜井区の地元住民が先進地へ視察するためのバスの借り上げ料など経費を計上した。三、四回に分けて実施するもので、時期は関係者と協議しながら決めていくとの回答でした。

4. 食肉基幹市場建設推進費の用地取得関連事業を実施する時期はの問いに対しては、地元住民全ての方の理解を得てから事業を開始するものでなく、地域での温度差を鑑みながら調査時期を検討していきたいとの回答でした。

商工費関係として、1. プレミアム付商品券事業は申込みをしても買えないという方が見えた。住民に対して平等公平に支給されるような施策をしていただきたいが、考え

はこの問いに対して、プレミアム付商品券事業は、住民の支援と事業所支援の両方を含んでいる。内容については、商工会とも協議しながら進めていきたいとの回答でした。

2. 観光事業振興費における薪能の開催内容はこの問いに対しては、秋に開催することを考えており、今年度県主催で開催された薪能と同等規模以上の集客を計画している。養老公園内で開催し、雨天時は町民会館での開催を考えているとの回答でした。なお、薪能開催時のシャトルバス運行方法を再検討してほしいとの要望がありました。

3. 養老山頂登山道維持管理費について、山頂に建設するウッドテラスはどのような規模か、また維持管理は考えているのかの問いに対して、岐阜県産の木材を活用したもので、アセビ平付近に景色を眺望できる50平米程度のウッドテラスを計画している。維持管理は山の所有者、観光協会を含め、共同で実施していくとの回答でした。なお、維持管理は年次計画を持って実施してほしいとの要望がありました。

4. 地域消費活性デジタル化事業の内容はこの問いに対して、養老 P a y のスタンプラリー機能を活用した1か月程度のキャンペーンや地域ポイント機能を活用したイベント参加者へのポイント付与などを考えているとの回答でした。

5. YOROffice維持管理事業における安心安全認証プログラム更新の内容はこの問いに対しては、安心安全認証プログラムは、セキュリティー確保のため毎年更新が必要になる。利用者が安心して利用できるよう相当高度なセキュリティーであるトリプルスターを構築して、利用者の状況を見ながらセキュリティー対策について検討していくとの回答でした。

土木費関係としては、1. 社会資本整備総合交付金事業のそれぞれの事業内訳はこの問いに対しては、蛇持・角田線250メートル、根古地・三ツ屋線20メートル、高柳・仁保・寺町線100メートル、広域営農団地1号線ほか150メートル、小倉・西小倉線150メートルで積算している。通学路も含まれているが、これ以外にも通学路交通安全プログラムに基づき、町単で整備を考えているとの回答でした。なお、カラー舗装が消えかけている箇所が見受けられるので、現状を把握し、更新時期を検討してほしいとの要望がありました。

2. 建設労働者の働き方改革による工期見直しや物価高騰分に対してどのような予算を積算したのかの問いに対しては、土・日休工を取り入れて工期を延伸した、また物価高騰は物価指数を勘案するために積算図書を購入し、差異がないような積算をしていたとの回答でした。

3. 建築物等耐震化促進事業が令和5年度実績で減額であるが、震災が発生し、町民の耐震への関心が高まっていると考えられる。制度の周知をどう考えているかの問いに対しては、木造住宅耐震診断委託料は、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅が対象で、1件当たり4万7,300円で補助率100%であり、実績として令和4年度1件、令和5年度2件。木造住宅耐震改修工事補助金は国・県・町合わせて補助上限額を決定し、

実績として令和4年度0件、令和5年度1件であり、それぞれの実績に基づいて計上している。複数回にわたって周知し、幅広く利用いただけるよう努めていきたいとの回答でした。

消消費関係としては、1. 消防団訓練事業について、コロナ禍以降の消防団の活動状況をどう見込んでいるのかの問いに対して、現在はコロナ禍の前の活動状況に戻りつつあり、各分団の機動演習など順次行っている状況であるとの回答でした。

2. コロナが5類に移行した以降の救急車の運用状況はの問いに対しては、コロナ禍では予備救急車両をコロナ専用に使っていたが、5類以降はコロナ禍以前と同様に消毒を実施しながら分け隔てなく運用しているとの回答でした。

3. 災害対策事業について、新たに防災備蓄倉庫を建設する場所と事業費はの問いに対しては、大坪地内に建設し、事業費は546万円との回答でした。

4. 自主防災隊資機材等整備費補助事業の対象地域と補助額はの問いに対して、申請があった地域に対して対象事業費の2分の1を補助するもので、上限20万円。震災により地域の防災意識が高まっていることを鑑み予算増としたが、予算以上に申請があった場合は補正を検討するとの回答でした。

教育費関係としては、1. 通級指導教室における発達障害児童・生徒については、学校、保護者、専門医師などがしっかり連携を取って指導していただきたいが見解はの問いに対しては、特別支援教育を進めるに当たり、医療及び福祉へつないでいくことは大変重要であると捉えており、関係職員の研修を実施し、保護者から質問があった際に、概要説明や窓口案内ができるよう連携しながら進めていく。子供の診断状況においては保護者の関心が高く、医療機関や巡回指導、そよかぜ教室等と連携し、園から小・中学校、さらに高校まで連携しながら進めていく体制を充実してきたと感じている。の回答でした。

2. 特別支援学級に在籍する生徒の進路協議はどのような体制でしているかの問いに対して、特別支援学級の担当者を中心に全校体制で進路先を決めている。子供の特性と希望、さらに保護者の願いをすり合わせて進路先を決定していくよう丁寧に努めているとの回答でした。なお、それぞれの子供に適した進路先を丁寧に御指導いただきたいとの要望がありました。また、学校のあり方検討委員会について、子育て世代、若い委員が出席しやすいよう開催日時を御配慮いただき、また各種団体代表の委員については委員だけでなく、それぞれの団体での意見が反映されるように代表の方への配慮をいただくとともに、会議のやり方を工夫していただきたいとの要望がありました。

3. 国の学校設備環境改善交付金の補助率が2025年から3分の2に引き上げられると伺っているが、今後、小・中学校の体育館にエアコンを設置する計画があるかの問いに対しては、補助金を活用するには断熱性の確保が前提条件となり、どの体育館も確保されていない状況である。まずは断熱性の確保に向けて事前調査から進め、現状を把握し

た上で長い工期による学校生活への影響など、様々なことを総合的に勘案しながら調査・研究をしていきたいとの回答でした。

4. 児童就学援助事業を申請する際には、本町では民生委員の所見が必要であるが、他市町では所見が必要ないケースもある。今後どのような方向性で進めていくのかの問いに対して、様々な協議をした結果、学校だけの視点ではなく、できるだけ多くの目で支援を実施するため民生委員の所見は継続していく。児童を孤立させないよう、学校と民生委員と連携をしながら進めていきたいとの回答でした。

5. 小学校教師用教科書及び指導書事務について、教師用教科書及び指導書の総数は、また何年ごとに更新されるのかの問いに対して、教員1人につき1冊の場合もあれば共同で使用する場合もあり、小学校7校合計で1,692冊、4年に1度更新されるとの回答でした。

6. 文化財保護事業の千人塚1号古墳整備事業の具体的な内容はの問いに対しては、道路側から古墳群を見られるように古墳を案内する案内板や安全対策としてガードパイプ及び柵の設置を考えている。駐車場の新たな設置は考えていないとの回答でした。

7. 象鼻山山頂施設整備の事業内容は、また国・県からの補助はないのかの問いに対しては、古墳を傷つけないよう老朽化した雨漏りの部分のみの改修を行う。町の文化財指定であるので国・県からの補助はないとの回答でした。

次に、歳入に関しては、1. 固定資産税における宅地等介在農地について、手続の上、農地転用してから5年までは農地課税でやむを得ないと思うが、5年以上経過した宅地等介在農地については、税の公平性の観点から地権者に聞き取りをした上で、課税変更すべきであるとするが見解はの問いに対しては、令和9年の評価替えのタイミングで課税変更できるよう現況調査を進めていきたいとの回答でした。なお、町にとって大きなメリットとなるので、ぜひその方向性で進めていただきたいとの要望がありました。

2. 清華苑使用料が減の要因は、また家族葬への対応状況はの問いに対しては、令和4年度の火葬炉の利用件数が392件、告別式場利用件数が117件、令和5年度の火葬炉の利用件数は372件、告別式場利用件数が124件、火葬件数に対して告別式場利用者数が若干増加傾向であるが、家族葬及び火葬のみの利用者も多くなっているため使用料の減額を見込んでいる。今後告別式の利用料も含め、調査・研究していくとの回答でした。

次に、総括質疑に関しては、1. 令和6年度の定額減税の影響もあるが町税が大きく減収見込みである。税の公平・公正の観点から、本町の滞納不納欠損が他の市町と比べると非常に大きくなっている点及び宅地等介在農地の適正な課税についての見解を伺いたいとの問いに対しては、税金の納付は国民の義務であり、引き続き差押えなどを実施して税収確保を進めていく。また、滞納者への様々な状況にも寄り添いながら、分納誓約や納税相談などを実施して対応していきたい。宅地等介在農地については調査・研究し、次回評価替えのタイミングで対応していきたいとの回答でした。

2. 養老 P a y 及び養老 P a y と連携したアプリを活用した施策が進められているが、町独自のシステムであるため今後財政負担が大きくなるのではないかと懸念される。今後はどのような構想を持っているのかの問いに対しては、令和5年度事業では養老町独自の健康アプリを活用し、健康関係への一定の横の連携を展開している。今後は近隣市町でも実施される独自のキャッシュレスサービスとの連携、町のコンビニなど利用できる店舗を増やして利用促進を図るような試みをしたい。また、国・県の活用できる補助金メニューを研究しながら横展開できるように考えていきたいとの回答でした。

なお、独自開発のアプリではなく、大手のアプリを活用している自治体もあることも視野に入れながら、今後の事業展開については検討いただきたいとの要望がありました。

3. 病児保育施設の建設については、少子化が進む当町においては強く求められる施策であり、強く推進していただきたいと考えているが意気込みをお伺いしたいとの問いに対しては、2月に事業者と直接会って内容等を確認させていただいた。非常にやる気があり、町としても実施していく必要があると判断した。以前のような失敗や事業廃止を繰り返さないよう内部で十分精査をするとともに、町としてもしっかり支援しながら施設運営を後押ししていきたいとの回答でした。

次に、議案第20号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 退職者医療制度被保険者とはどのような方が対象かの問いに対しては、退職被保険者制度は、被用者年金に原則20年以上加入していた方で、国保加入後65歳までが対象となるが、制度改正により平成27年度以降は適用されないため、今後該当者は発生しない。制度廃止後、誤って保険証を使用された場合の支出が想定されたので、令和5年度までは予算計上していたが、令和6年度は見込まれないため計上していないとの回答でした。

2. 激変緩和措置の終了による大幅な給付費増が見込まれることに伴い、今後の運営をどう考えているか、また保険税は値上げせずに対応する考えかの問いに対して、国民健康保険基金の積立高が約8億7,000万円であり、保険料を補填するものとして考えている。現状保険税を値上げする予定はなく、歳入歳出状況を鑑みながら健全運営をできるように努めていくが、不足する場合は基金を取り崩して運営していく。令和11年に予定されている県の保険料水準統一を含めて、今後検討していく課題であると認識しているとの回答でした。

3. 保険税の徴収率はの問いに対しては、令和6年1月末現在で現年度分81.16%、滞納繰越分が7.1%という回答でした。

次に、議案第21号 令和6年度養老町簡易水道特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第22号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は

次のとおりです。

1. 施設老朽化の把握状況と今後の修繕計画をどう考えているかの問いに対しては、施設アセスマネジメントや保安業者の指摘事項などに基づき、修繕が必要な箇所は計画的に解消したいとの回答でした。

2. 牛肉照合用サンプル採取料の内容は問いに対しては、DNA鑑定を行うために細かい牛肉片を採取し、乾燥して郵送する手数料との回答でした。

次に、議案第23号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 委託料46万2,000円の詳細はの問いに対しては、15名分の債権があり、その調査回収について弁護士に委託するものとの回答でした。

2. 時効援用を宣言することにより、債権がなくなってしまうのではないかの問いに対しては、時効援用の報告がなく、亡くなられた方は債権が残るので相続人を調査するとの回答でした。

次に、議案第24号 令和6年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 減価償却費が約2億1,000万円計上されているが、今後も積み立てしていくのかの問いに対しては、今年度、西部簡易水道区域の配水管を年度末に固定資産に登録する。これまで5年間かけて工事してきた分をまとめて計上するので、令和6年度より減価償却費が増加するとの回答でした。

2. 各ポンプ場の世帯件数はの問いに対しては、令和6年1月の給水件数として、第1ポンプ場2,472件、第2ポンプ場2,853件、第3ポンプ場1,819件、第4ポンプ場1,620件との回答でした。

次に、議案第25号 令和6年度養老町下水道事業会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第26号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 任意事業については、要介護4・5の方のおむつ代の補助に対する国からの交付金が、現状は本人が非課税であれば交付されているが、今後は世帯が非課税でないと交付されないと国から通達があると思うが新年度はどのように対応するのか、町として物価高騰分を拡充してでも継続してほしいと考えるが見解はの問いに対しては、任意事業の経費削減に関する改善見込みの計画を立てれば事業を延長して継続できるため、昨年と同様の金額を継続して計上している。今後は、国の動向を踏まえ検討していくとの回答でした。

2. 本町の高齢化比率は、2025年度は37.6%で国・県よりもやや高いが、要介護認定率は2023年度16.8%で国・県より低く、町内で介護施設も多いとは思えない。なぜ県内

町村と比べると高い保険料となるかの問いに対して、国のシステムにより人口や高齢化率、所得の割合、サービス利用される方が多いことなど様々な要因を加味しながら推計している。実際の推計結果はさらに高くなるが、基金や繰越金を充てて上昇幅を抑えている。今後は、なるべくサービスを利用しなくても済むような介護予防の取組を進めていきたいとの回答でした。

3. 特別徴収、普通徴収の人数は、また普通徴収の収納率はの問いに対して、特別徴収が約8,800名、普通徴収が約700名、普通徴収は94%の収納率と見込んでいるとの回答でした。なお、第8期の9段階ある所得段階から第9期は13段階に多段階化され、被保険者の8割が保険料が増えるという状況であるので、納税通知書を送付する際は、制度の改正点や保険料について、オリジナルで分かりやすい説明を加えた通知を配付していただきたいとの要望がありました。

次に、議案第27号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。

最後に、議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 一般会計繰入金について、町負担分5,900万円は法定繰入れかの問いに対しては、法定繰入れであるとの回答でした。

以上、審査に付託されました令和5年度一般会計及び各特別会計等補正予算4件及び令和6年度一般会計及び各特別会計予算10件、特別会計の繰入れ1件についての議案については、このような質疑、討論を経て採決の結果、全て全員賛成により原案どおり可決すべきと決定しました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第17、議案第14号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第19号 令和6年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第20号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第21号 令和6年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第22号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第23号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第24号 令和6年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第25号 令和6年度養老町下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第26号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第27号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（野村永一君） 次に、日程第32、議案第29号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第29号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回追加上程ということでお手数おかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定により水道法が一部改正され、水道整備・管理行政が厚生労働大臣から水質または衛生に関する事務に関しては環境大臣へ、そのほかに関しましては厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますよ

うよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

今回の水道法の一部改正に伴い、水道法施行規則における水道技術管理者の資格に関する規定が令和5年度内に改正される見込みであり、施行日が令和6年4月1日を予定されていることから、適切に対応するため所要の改正を行うものです。

第4条第6号につきましては、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

施行日については、この条例は令和6年4月1日から施行します。

また、経過措置として、施行前に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、改正後の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了したものとみなすこととします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 養老町布設工事監督者並びに水道技術管理者は本町に何名おられますか。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて答弁。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの松永議員の質問にお答えさせていただきます。

布設工事監督者、水道技術管理者ともに町内の職員におきましては5名保有しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 講習の課程を修了した者ということですが、講習は誰がどこでやっておられますか。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の御質問に回答させていただきます。

厚生労働大臣から今度移管されましたけれども、厚生労働大臣等が指定するものとい

うのが公益社団法人日本水道協会になります。そちらのほうに申し込みまして、この水道協会の指定するところ、例えば研修所とか、大阪なんかですと大阪市の水道局とか、そういったところで水道論とかを学びながら学科をやって、その後試験がありますので、試験に受かりましたら今度実地のほうの実技になります。それが給水人口の3万人以上で浄水場を持つ水道事業者、一昨年ですと滋賀県のある自治体で講習を受けてきております。以前ですと大垣市でもやっておったんですけど、そういうような状況で資格取得ということでございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（野村永一君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（野村永一君） お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生委員会、産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会並びに予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会並びに予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

---

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年第1回養老町議会定例会を閉会します。本日は御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前11時33分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月21日

議 長      野   村   永   一

議 員      北   倉   義   博

議 員      岩   永   義   仁